

令和7年度 岐阜県介護保険指定事業所 集団指導

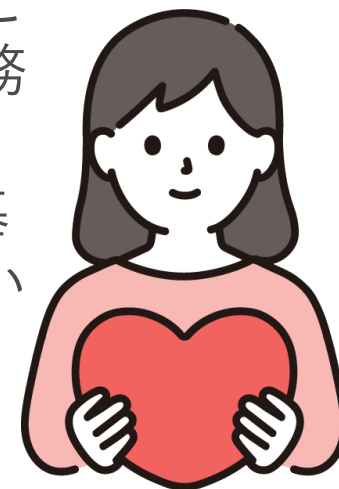
# 介護保険事業所の運営に係る 注意点等について



## ～法令遵守は利用者の安心と制度の持続性を守るための 事業者の責務です～

### 介護保険制度と事業者の責務

- ・ 介護保険制度は、介護サービスを必要とする方々の生活を支えるため、法令に基づき適正に運営されることが求められています。事業所が法令を遵守することは、利用者の安全と信頼を守り、制度の持続性を確保するための重要な責務です。
- ・ 介護保険法第115条の32や指定基準条例により、事業者は人員・設備・運営基準を守る義務があり、自治体はその適正運営を確保するため指導・監督を行います。



### 行政処分と影響

- ・ 基準を満たさない運営や不正が確認された場合、改善指導を行いますが、重大な違反や改善が見られない場合には、指定取消などの行政処分を行います。
- ・ 指定取消を行った場合、法人名・事業所名・代表者名・管理者名等を公表します。こうした処分は、利用者のサービス継続に影響するだけでなく、従業員の雇用や生活にも重大な影響を及ぼします。適正な運営を徹底してください。

## 事業所全体で取り組む適正運営について

### 集団指導の目的と視聴方法等

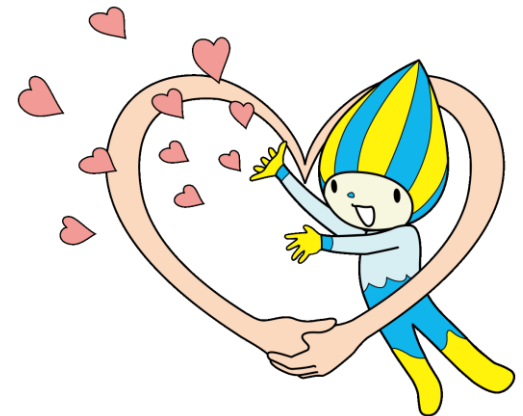
- 本日の集団指導は、法令遵守の重要性を再確認し、行政からの最新情報や注意点を伝える場です。原則として、事業所・施設単位で管理者など責任ある立場の方を含めてご視聴ください。（可能な限り、管理者だけでなく、サービス提供責任者、生活相談員、介護主任など、現場で運営に関わる皆さまにも幅広く視聴をお願いします）
- 動画の視聴を基本としつつ、資料を事業所内で回覧し、現場全体で理解を深めることが重要です。ぜひ、事業所内での資料共有もご検討ください。

知ることが、  
安心の土台



# 目次

- 1 集団指導・運営指導・監査の実施目的、頻度、方法等について
- 2 令和5年度における全国の介護保険サービス事業者の指定取消等処分について
- 3 運営指導において多く見られた指摘事項について
- 4 介護サービスの提供による事故等発生時の本県への報告について
- 5 介護現場を支える相談窓口や情報ポータルサイト、ケアラー支援のご案内
- 6 その他



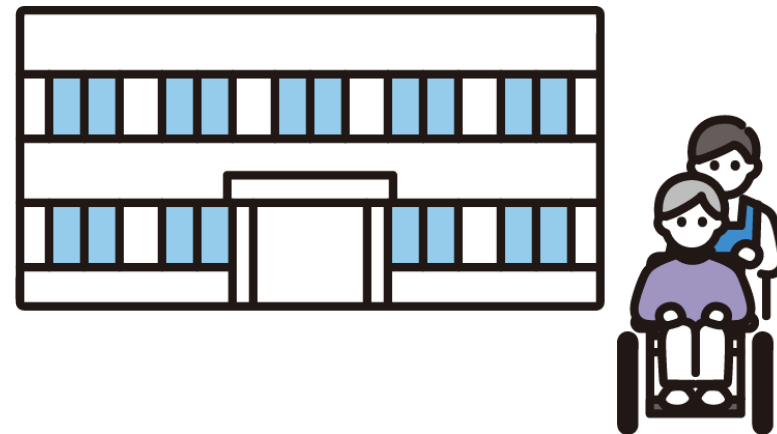
# 1 集団指導・運営指導・監査の実施目的、頻度、方法等について

## 集団指導

- ・ 岐阜県内の介護保険指定事業所・施設を対象に、制度や運営に関する基本事項等を説明します。年に1回以上実施します。
- ・ 法令を遵守し、適正なサービス提供を確保するため、研修的な位置づけとして実施します。

## 運営指導

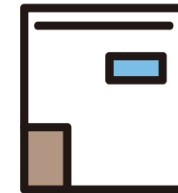
- ・ 新規指定事業所の場合は、指定後おおむね1年を目安に、それ以外の事業所は定期的に、個別で実施します。
- ・ 主に事業所訪問や書類の確認を通じて事業所の運営状況を確認し、適正な運営を確保するための助言・指導を行います。



# 1 集団指導・運営指導・監査の実施目的、頻度、方法等について

## 監査

- ・ 指定基準や運営基準の違反、不正請求、虚偽報告、虐待などの法令違反、または利用者の安全確保や権利尊重に重大な懸念がある場合に実施します。
- ・ 事案によっては、事前通告なく（当日に通知）、立入検査を実施するなど、より実効性のある方法で行います。
- ・ 重大な違反が認められた場合には、指定の取消しなどの行政処分につながる場合があります。



## 2 令和5年度における全国の介護保険サービス事業者の指定取消等処分について

### 処分件数

全国合計：139件

指定取消：60件

指定の効力停止（全部）：15件

指定の効力停止（一部）：64件

### 主な処分理由（件数の多い順）

不正請求 69件／人員基準違反 45件／虚偽報告 34件／

虚偽答弁 29件／人格尊重義務違反 29件

#### Point

- ・不正請求、不正の手段による指定申請、人員基準等の違反は、運営指導や給付額の確認の際、判明します。法令等を遵守し、適正な運営を心掛けてください。

## 2 令和5年度における全国の介護保険サービス事業者の指定取消等処分について

### 処分事由及び違反事例：

#### (1) 人員基準違反

- ・ 訪問介護員の配置数が基準を下回っていたが運営を継続していた。
- ・ 常勤管理者が不在であった。
- ・ 常勤ユニットリーダーが未配置であった。

#### (2) 運営基準違反

- ・ サービス提供責任者が業務を他事業所職員に代行させた。
- ・ 訪問介護計画書を作成せず、利用者等から同意を得ずサービス提供し報酬請求していた。
- ・ 管理者が違反を認識しながら指揮命令を行わなかった。

#### (3) 人格尊重義務違反

- ・ 入所者への身体的虐待が認められた。
- ・ 利用者の預金通帳を用いた現金の詐取が認められた。
- ・ 入所者死亡事案で身体的虐待、心理的虐待、介護放棄が認められた。

## 2 令和5年度における全国の介護保険サービス事業者の指定取消等処分について

### 処分事由及び違反事例：

#### (4) 不正請求

- ・ サービス提供なしで虚偽記録を作成し介護給付費を請求していた。
- ・ 加算要件未達にもかかわらず加算請求していた。
- ・ 処遇改善加算を不正に報告し請求していた。
- ・ 管理者兼医師が常勤勤務していないにもかかわらず減算せず請求していた。

#### (5) 虚偽報告

- ・ 勤務実態のない職員を常勤として勤務形態一覧表に記載し提出していた。
- ・ 看護職員未配置にもかかわらず配置したと虚偽報告していた。
- ・ 帳簿書類の提示命令に従わなかった。

#### (6) 虚偽答弁

- ・ サービスを提供していない期間について「提供していた」と虚偽答弁を行った。
- ・ 管理者や従業者について勤務実態がないにもかかわらず虚偽答弁を行った。

#### (7) 不正の手段による指定

- ・ 人員基準未達にもかかわらず虚偽書類で新規指定申請を行った。
- ・ 勤務予定がない者を配置する旨の書類を提出し不正に指定を受けた。

### 3 運営指導において多く見られた指摘事項について

これまでの運営指導で指摘が多かった事項を例示しています。どの事業所でも起こり得る内容ですので、ぜひ参考にしてください。今回のポイントを事業所内で共有し、確認や改善に役立ててください

	分類	指摘	解説
1	人員配置関係	人員配置基準の確認が適切に行われていない。	基準配置（入居者数・職員数・常勤換算・夜勤体制など）を常時把握し、勤務割の変更や欠員時の代替を含めて基準を満たすよう運用してください。
2	人員配置関係	法人の役員が事業所の職務を担っている場合について、当該役員のタイムカードがなく、勤務実績が確認できない。	役員であっても、タイムカード等、勤務実績が分かるものを整備してください。
3	運営関係	重要事項説明書について、双方の記載に齟齬がある。	利用契約書・重要事項説明書・パンフレット等の内容を統一し、変更時は最新化・再説明・同意取得・交付を行ってください。



### 3 運営指導において多く見られた指摘事項

	分類	指摘に関する状況	解説
4	運営関係	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための方針が作成されていない。	就業規則・マニュアルに方針・相談窓口・対応手順・再発防止を明記し、研修・周知を定期的実施してください。
5	運営関係	避難訓練が定期的実施されていない	年間計画を立て、火災・地震など複数想定で訓練を年2回以上実施。実施記録・課題の改善を残してください。
6	運営関係	サービス提供により事故が発生し医療機関を受診した場合に市町村、県への報告がされていない。	事故発生時（報告基準あり）は規程どおり関係機関等へ速やかに報告し、原因分析・改善・再発防止を記録してください。
7	運営関係	サービス提供に必要な記録を残していない。	提供日時・内容・所要時間・実施者・利用者状態・保清等の記録様式を整え、保存期間を遵守してください。
8	運営関係	協力医療機関の委託契約書の締結期間が切れている。	速やかに協力医療機関との委託契約を締結するとともに、契約締結後はその委託契約書の写しを提出すること。

## 法令遵守のためのチェックポイント

- 人員配置基準を常に満たしているか確認し、勤務表や出勤簿を整備していますか。
- サービス計画及び提供記録を正確に作成・保存し、帳簿類を提示できる状態になっていますか。
- 虐待防止に関する研修及び体制整備を徹底し、研修記録を保管していますか。
- 利用者の権利を尊重し、対応状況を記録していますか。
- 利用者の金銭管理を適正に行い、記録を残していますか。
- 契約書及び重要事項説明書を最新の様式で整備し、加算算定要件を定期的に確認していますか。
- 緊急時対応体制を整備し、職員に周知していますか。



## 4 介護サービスの提供による事故等発生時の本県への報告について

### (1) 対象となる事業所

※県所管のものに限ります。

- ・老人福祉施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、  
有料老人ホーム、老人福祉センター

- ・介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

- ・介護サービス事業所（介護予防サービスを含む）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、  
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、  
福祉用具貸与、特定福祉用具販売



### (2) 本県への連絡が必要な事故等

- ・利用者事故サービス提供中（施設内はもちろん、送迎・通院・レクリエーション中も含む）において、医療機関を受診した傷害、入院が見込まれる重症事故、死亡事故を伴うもの。

- ・虐待（疑い含む）

- ・火災（消防機関出動を要請したもの）

- ・行方不明

- ・法人役員・職員の法令違反・不祥事（預かり金横領、個人情報漏えいなど）

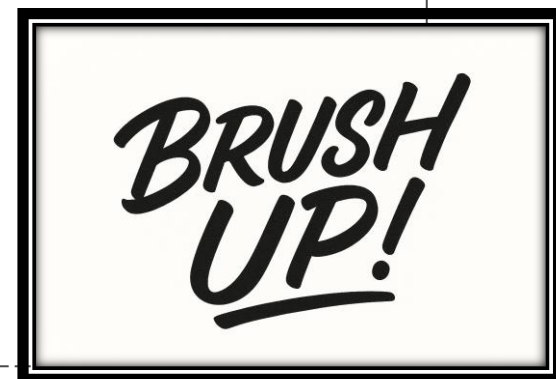
## 4 介護サービスの提供による事故等発生時の本県への報告について

### (3) 報告期限と様式

事象	第1報(速報)	第2報(経過・最終)	使用様式
死亡・重症事故・虐待	24時間以内	1週間以内	様式1-1 → 1-2
軽微事故	1週間以内	—	様式1-3
火災(消防出動あり)	24時間以内	必要に応じて	様式2-1 (+様式2-2)
行方不明	24時間以内	発見時	様式3
法令違反・不祥事	24時間以内	—	任意様式

#### Point

事業所で作成している事故・虐待・行方不明対応マニュアルは、岐阜県の報告事務取扱要領に沿って最新化してください。  
報告期限や様式の遵守が求められます。  
職員全員が新しい内容を確認し、適切な対応を徹底しましょう。



# 4 介護サービスの提供による事故等発生時の本県への報告について

## □岐阜県高齢福祉課ホームページ

事務取扱要領、報告様式はこちらをご確認ください。

岐阜県  
Gifu Prefecture

ふりがな表示 やさしいほんご 音声読み上げ  
Foreign language 文字サイズ・色変更

暮らし・防災 環境 子ども・女性 医療・福祉 産業・農林水産 労働・観光 社会基盤 まちづくり 教育・文化 スポーツ・青少年

トップページ / 分類でさがす / 子ども・女性・医療・福祉 / 高齢者 / 介護保険 >> 介護保険施設等における事故発生防止対策等について

重要なお知らせ

岐阜県議会答申速報  
知事記者会見「政策オリンピック「アグリパーク重点推進モデル」募集他」

介護保険施設等における事故発生防止対策等について

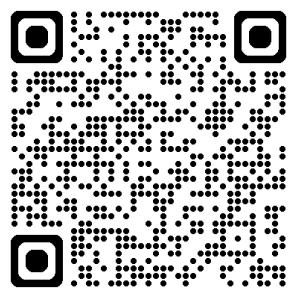
記事ID: 0016954 2025年11月17日更新 高齢福祉課 印刷ページ表示 大きな文字で印刷ページ表示

「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」の制定について

介護保険施設等における事故等発生時の適切な対応の強化を図るため、事故発生時の報告基準について「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」を制定しましたので、事故等発生の際は、当該取扱要領に基づき、県への報告を徹底されるようお願いいたします

- 岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領 (PDFファイル/324KB)
- 事故発生報告書 (Wordファイル/78KB)
- 事故発生報告書 (Wordファイルがダウンロードできない場合はこちら) (PDFファイル/194KB)
- 事故発生報告書 (記入例) (PDFファイル/253KB)

報告対象	対応方法・報告事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供中の利用者の事故等</li> <li>虐待（疑いを含む）</li> <li>火災</li> <li>入所者等の行方不明</li> <li>法人役員・職員の見学違反・不祥事の発生</li> </ul>	「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」 <ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生報告書 (Wordファイル/78KB)</li> <li>事故発生報告書 (Wordファイルがダウンロードできない場合はこちら) (PDFファイル/194KB)</li> </ul>
食中毒・感染症等	「岐阜県社会福祉施設等における食中毒・感染症等対応マニュアル」【感染症対策（その他感染症等）のページに移動します】



## □ 事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン

リスクマネジメント強化や事故予防及び事故発生時の対応について見直しを行う際は、こちらをご確認ください。

介護保険施設等における  
事故予防及び事故発生時の  
対応に関するガイドライン

令和7年11月  
厚生労働省 老健局



<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16954.html>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001569590.pdf>

# 5 介護現場を支える相談窓口や情報ポータルサイト、ケアラー支援のご案内

**介護・福祉の仕事**  
**悩み相談窓口**  
**サポートダイヤル**

相談無料 秘密厳守 匿名可

ひとりで悩まず話してみませんか？

専用ダイヤル **058-273-2715**  
まずはお気軽にお電話ください。

HP: <https://www.fukushijinzaai.jp/worker/#support> 詳しくは「福祉人材総合支援センター」検索  
メールや相談フォームからもご相談いただけます  
mail: [support-2715@winc.or.jp](mailto:support-2715@winc.or.jp) 相談フォームはこちら

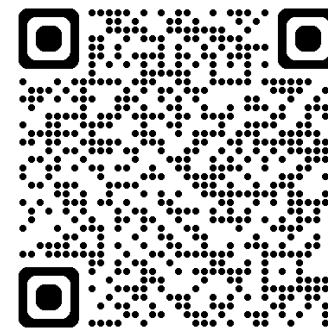
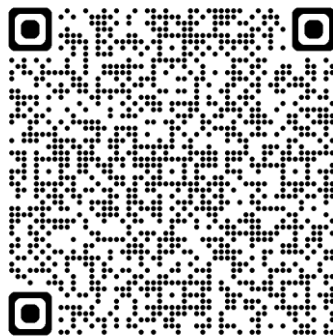
相談時間 9時00分～17時00分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

所在地 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 福祉人材総合支援センター  
〒500-8365 岐阜市下京良2丁目2番1号  
岐阜県福祉・農業会館3F

岐阜県社会福祉協議会  
岐阜県福祉・農業会館  
岐阜県福祉・農業会館  
岐阜県福祉・農業会館

<https://www.fukushijinzaai.jp/worker/#support>

あなたの介護の仕事と学びを応援します。



<https://www.gifu-kaigo.jp/business/index.html>

# 5 介護現場を支える相談窓口や情報ポータルサイト、ケアラー支援のご案内

## 「支える人」 も 支えたい。



家族などの身近な人のケア  
(介護や看護、日常生活のお世話)を行う「ケアラー」。  
ケアラーの中には、ケアの負担による悩みを抱えている方も少なくありません。  
岐阜県では、ケアラーも笑顔でいられる社会を目指しています。



ケアラーに関する相談窓口

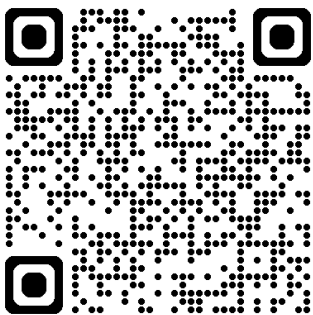
高齢の方や障がいのある方、病気の方のケアに関する  
相談先をまとめています。

岐阜県 ケアラー支援

検索



令和6年4月に「岐阜県ケアラー支援条例」を施行しました



<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/469242.pdf>



大切な誰かを“支える”あなたへ

岐阜県では家族や身近な人のケア(介護や看護、日常生活の世話)を担う「ケアラー」が、安心して自分らしく暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

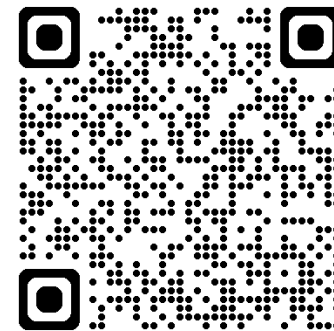
身近な誰かを  
“支える”あなたにも  
相談できる場所が  
あります。



高齢の方や障がいのあ  
病気の方のケアに関する  
相談先をまとめていま

岐阜県 ケアラー支援

相談先がわからない方にはお住まいやケアの状況に応じ、相談窓口を紹介  
岐阜県健康福祉部地域福祉課 TEL.058-272-8



<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/469243.pdf>

## ○ 岐阜県高齢福祉課ホームページ 介護保険事業所向けリンク集

項目	URL
介護保険事業所の指定・更新の手引き	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5802.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5802.html</a>
基準条例・指針・運営基準	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9381.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9381.html</a>
変更届・体制届に関する情報	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8601.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8601.html</a>
業務管理体制に関する情報	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5939.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5939.html</a>
BCP（業務継続計画）関連情報	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/366080.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/366080.html</a>
県からの通知文書一覧	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5961.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5961.html</a>
有料老人ホームに関する情報	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5890.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5890.html</a>

## ○ 事業所・施設の所在地ごとの県の担当窓口一覧

所在地	担当窓口	住所	電話番号	FAX 番号
羽島市、各務原市、瑞穂市、山県市、 本巣市、羽島郡(岐南町、笠松町)、 本巣郡(北方町)	岐阜地域福祉事務所 福祉課	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 第2棟4階	058-272- 1930(直通)	058-278- 3526
大垣市、海津市、養老郡(養老町)、不 破郡(垂井町、関ヶ原町)、安八郡(神 戸町、輪之内町、安八町)	西濃県事務所 福祉課	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73- 1111(内線 232~235)	0584-73- 3524
揖斐郡(揖斐川町、大野町、池田町)	揖斐県事務所 福祉課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23- 1111(内線 240・242)	0585-22- 1829
関市、美濃市、郡上市	中濃県事務所 福祉課	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33- 4011(内線 257・258)	0575-35- 1492
美濃加茂市、可児市、加茂郡(坂祝 町、富加町、川辺町、七宗町、 八百津町、白川町、東白川村)、 可児郡(御嵩町)	可茂県事務所 福祉課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25- 3111(内線 242・243)	0574-25- 6646
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所 福祉課	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東 濃西部総合庁舎	0572-23- 1111(内線 271・272)	0572-25- 0079
中津川市、恵那市	恵那県事務所 福祉課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26- 1111(内線 226・227・ 244)	0573-25- 7129
高山市、飛騨市、下呂市、 大野郡(白川村)	飛騨県事務所 福祉課	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33- 1111(内線 271~274)	0577-33- 1085

# おわりに

- ・ 本日はお忙しい中、ご視聴いただきありがとうございました。
- ・ 皆さまの日々の取り組みが、利用者様の安心と信頼を支えています。
- ・ 今後も法令遵守を心がけ、質の高いサービスの提供を続けていただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。
- ・ 続いて、高齢者虐待防止、感染症対策の研修動画のご視聴をお願いいたします。

